

## 北九州市立自然史・歴史博物館における競争的資金等の使用に関する 行動規範

北九州市立自然史・歴史博物館（以下「当館」という。）では、文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、競争的資金等による研究を実施する上で、構成員としての取組みの指針を明確にするため以下の規範を定め、全ての構成員がこれを実践するものとする。

なお、競争的資金等とは文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型資金を、構成員とは当館に所属する競争的資金等の使用に関係する全ての職員をいう。

1. 構成員は、競争的資金等の使用にあたっては、当該資金等の配分機関が定める各種規則、当館が定める関連内規類およびその他関係する法令等を遵守するとともに、常に説明責任を果たす。
2. 構成員は、競争的資金等の原資が国民の税金等で賄われていることを常に意識し、適正かつ計画的・効率的な使用に務める。
3. 研究者は、競争的資金等による研究の実施に際しては、研究倫理およびコンプライアンスを心がける。
4. 構成員は、競争的資金等の不適切な使用は、当事者のみならず、当館におけるすべての博物館活動に対して深刻な影響を及ぼし、さらには研究活動に対する市民の不信等を招く重大な事態であることを強く自覚し、別に定める「競争的資金等の不正防止計画」をふまえて行動する。

（附則） 本規範は令和4年2月1日から実施する。

（附則） 本改訂版は令和5年4月1日から実施する。